

議員発案第 2 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の
公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の充実を求める意見書」を提出するものとする。

平成 29 年 9 月 27 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 西 川 重 則

賛 成 者 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 長 橋 一 弘

同 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 岡 田 竜 一

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書

今日、全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から始まった私立高校生への国の就学支援金制度は、平成26年度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の範囲の拡大が行われた。これに地方自治体独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定程度の軽減を見た。しかし、この学費軽減の支援を受けたとしても初年度納入金の負担が残る。

今年は、就学支援金制度の2回目の見直しの年に当たる。公立高校との学費格差を是正していくためには、制度の拡充によって、学費負担を一層軽減することが求められる。

また、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めるのに対し、私立高校では経常的経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常的経費への助成を一層増額することが不可欠である。

よって、国会並びに政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常的経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

三条市議会議長 武石栄二

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣